

# 平成 24 年度第 2 回

## 帯広市国民健康保険運営協議会議事録

日時 平成 24 年 9 月 20 日 (木)

午後 6 時 30 分～

場所 市役所 10 階第 6 会議室

## 出席委員（10名）

### 被保険者を代表する委員

神 田 委員

桑 原 委員

広 瀬 委員

水 上 委員

### 保険医又は薬剤師を代表する委員

前 田 委員

小 林 委員

宇 野 委員

### 公益を代表する委員

村 中 委員

村 上 委員

### 被用者保険等を代表する委員

政 也 委員

## 帯広市（10名）

嶋 崎 市民環境部長

小田原 企画調整監

千 葉 国保課長

塩 田 収納対策担当課長

柏 木 課長補佐（給付係担当）

堀 田 保険料係長

石 崎 管理係長

藤 沼 管理係主任

水 谷 管理係主任補

山 川 管理係係員

事務局

ただいまより、平成 24 年度第 2 回国民健康保険運営協議会を開催いたします。

なおここで、会議に先立ちまして、保険薬剤師を代表し、委員を務めていただいております〇〇〇〇委員より、過日、委員辞職の申し出がございまして、それに伴いまして、後任委員として、北海道薬剤師会十勝支部より〇〇〇〇さんのご推薦をいただきました。新たに委嘱いたしましたことをここでご報告させていただきます。

なお、委嘱状につきましては先に交付済みでございます。

それでは、〇〇委員、一言ご挨拶をお願いいたします。

委員

北海道薬剤師会十勝支部の支部長をしております〇〇と申します。〇〇から代わりまして、保険薬剤師を代表する委員として務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。それでは、これより先の議事進行につきましては、会長よろしくをお願いいたします。

会長

皆さん、改めましてお晩でございます。大変皆様方には公私ともにお忙しい中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

はじめに、副市長からご挨拶をいただきます。

副市長

改めまして、お晩でございます。本日は、お忙しい中、また、夜分にもかかわらずご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。

皆さま既にご承知のとおりだと存じますけれど、先月の 10 日に「社会保障・税一体改革関連法」が成立いたしました。この成立に至るまでの経過を見ますと、消費税の増税の話、これが非常にクローズアップされておりました、そこにもってきて政局がらみの話がいろいろ絡んだりしまして、肝心のサービスの基になります社会保障制度、これが将来にわたって持続可能な制度になるような、そういう中身であるはずでございましたけれども、なかなかそっちの方が見えてこないという状況があったという風に認識してございます。

この法律の中に、実は市町村国保の財政基盤強化といった施策が盛り込まれております。国民健康保険というのは、もとより非常に脆弱な財政構造にあるわけでごさいます、我々としても、今後の国保の構造、体質強化といったことについて、今後、国等にいろいろな意見を差し上げる中で、変えるべきものは変えていただく、そういったような取組を進めていかなければならないんだらうなあ、と思っているところでございます。

今日の（今年度）2回目の運営協議会の議題となるわけですが、平成23年度の決算の報告になります。12年振りに国保会計が黒字決算をすることができました。これは、一面で赤字より黒字の方が良いというのは、皆様方ご案内のとおりかと思いますが、中身をつぶさに分析しますと、単純にそういうことではございまして、後ほど詳しい説明があろうかと思いますが、今後の国保財政のことを考えますと、単年度で黒字になったからということで、素直に諸手を挙げて喜んでいる場合ではないであらうという感じもするわけでごさいます。これまでも、特定健康診査の受診率の向上ですとか、人間ドックや脳ドック、それから疾病の早期発見、早期治療といったような医療費の適正化、それから国民健康保険料の収納率向上対策の取り組み、そういったようなことをやってまいりましたけれども、そういった取り組みも更に強化・推進していかなければならないんだらうなという風にも思っております。今後の国民健康保険事業の健全な運営に向けまして、委員の皆様のご意見や、活発なご議論を賜りますようお願い申し上げまして、協議会開催にあたりましての挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いたします。

会長

どうも、ありがとうございます。次に、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員から、本日会議に欠席する旨の通知がございましたのでご報告いたします。また、〇〇委員におきましては、都合により途中退席となる旨伺っておりますので、お知らせしておきます。

次に、議事録署名委員として、〇〇委員及び〇〇委員を指名いたしますので、よろしくお願いたします。

なお、副市長におかれましては、あらかじめ次の日程を伺っており

ますので、どうぞご退席ください。

(副市長退席)

それでは、本日の議事に入ります前に、平成 24 年度第 1 回の国民健康保険運営協議会議事録について確認いたします。

訂正箇所など、ございますか？

(無しとの声)

無しとのことでございますので、議事録については、市のホームページにて公開することになります。

はじめに、平成 23 年度国民健康保険会計決算報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、平成 23 年度の国民健康保険会計の決算につきまして、概要の説明をさせていただきますが、まず、平成 23 年度の予算の特徴について説明をさせていただいてから、その結果としての決算状況について説明をさせていただきたいと思います。

平成 23 年度の予算の特徴につきましては、特に本日の議案書には記載をしておりませんので、口頭で説明をさせていただきます。

運営協議会の度にお話しさせていただいていると思いますが、国民健康保険の「医療費」につきましては、医療技術の進歩・高度化、国保加入者の高齢化に伴いまして毎年増加を続けております。平成 21 年度には、「一人当たりの医療費」がついに 30 万円を超えるという状態となっております。

平成 23 年度の予算編成にあたって、国保会計で一年間に支払う医療費につきましては、年齢区分ごとに「一人当たりの医療費」を推計し、それに対して、これも推計をいたしました「被保険者数」と「給付率」を乗じる方法で推計いたしました。

平成 23 年度予算の「一人当たりの医療費」は、平成 22 年度実績見込みに対しまして、4.8%の増加を想定して推計いたしました。

年齢階層ごとに計算をしていますので、医療費単価が高い高齢者階層の割合が高いため、全体の割り返しでは、5.1%の伸びと見込みました。

この医療費に対する保険料の負担ですが、平成 23 年度は、まず、賦課限度額、これは保険料を計算する際の最高限度額になりますが、この見直しをさせていただきました。

医療分と後期高齢者支援金分でそれぞれ 1 万円、介護納付金分で 2 万円の増額をしております。これは、一定程度所得のある世帯に応分の負担をいただく事で、その分中間所得層や低所得層などの限度額に届かない世帯の負担軽減につながり、国保加入者間の均衡を図ることができることから実施をさせていただきました。

また、保険料は、北海道協会けんぽの平成 23 年度一人当たりの負担増加額 3,150 円を目途に、平成 22 年度予算対比一人当たり 3,147 円、率にいたしますと、約 3%の引き上げを実施しております。

「一人当たりの医療費」の伸びを 4.8%とした中で、このように保険料の引き上げを 3%に抑えましたことから、保険料軽減のために一般会計から繰り入れている「保険料軽減繰入金」を 1 億 2 百万円程度増額いたしまして対応させていただきました。

また、国保会計の単年度収支の悪化に伴い、累積赤字も増大したことから、赤字解消の取り組みを平成 22 年度から行なっています。

赤字解消の財源は、3 分の 2 を一般会計からの繰入金、残り 3 分の 1 を国保会計内の内部資金で解消することといたしまして、赤字解消に着手した平成 22 年度には、その前々年度の平成 20 年度までの累積赤字額 2 億 3 千万円を解消いたしましたので、平成 23 年度には、同様に前々年度の平成 21 年度の赤字額 1 億 2 千万円を解消することとして予算を編成いたしました。

これが平成 23 年度予算の大きな特徴となっております。

その結果が今日説明をさせていただきます、平成 23 年度国民健康保険会計決算であります。まず議案書の 1 ページ目をご覧くださいと思います。

表の左側が、会計年度の一切の収入であります「歳入」、右側が 1

年間の支出となる「歳出」となっております。「科目」と「予算額」、「決算額」、「予算と決算の増減額」が記載されています。

歳入総額は、表の下の合計欄の決算額にありますとおり、183 億 5,970 万 5,588 円で、表には載っていませんが予算に対する執行率は 98.19%、表の右側の歳出総額は 180 億 7,733 万 526 円で、執行率は 96.68%となっております。

この結果、平成 23 年度の国民健康保険会計の収支につきましては、下段の「現年度分決算」と書かれた表の「差引額」にありますとおり、2 億 8,237 万 5,062 円の黒字となっております。

なお、平成 22 年度末では 2 億 1,900 万 7,784 円の累積赤字がありましたので、それを解消してもなお、2 億 8,237 万 5,062 円の黒字となったこととなります。

また、平成 22 年度末累積赤字額の影響を除いた単年度収支といたしましては、5 億 138 万 2,846 円の黒字となっております。

2 ページ目に赤字解消の状況についてまとめた表がございますので、こちらをご覧ください。

上の表「国保会計の収支」に各年度の「歳入計」と「歳出計」、その差の「累積収支」、それと、その年度だけでどれだけ増減があったかを示す「単年度収支」を表示しています。平成 20 年度から平成 22 年度までは、決算は赤字でしたので、「累積収支」は△（さんかく）がついた赤字になっています。

右側の平成 23 年度決算の欄で見ますと、1 ページ目の表でご説明したとおり、歳入計が 183 億 5,970 万 5,588 円で、歳出計は 180 億 7,733 万 526 円、差引額が 2 億 8,237 万 5,062 円のプラスとなっております。

その左側の平成 22 年度までの累積収支赤字額が 2 億 1,900 万 7,784 円でしたので、その分の赤字解消を除いて考えますと、平成 23 年度だけの収支を表す「単年度収支」は、5 億 138 万 2,846 円という黒字になったこととなります。

下の表の「赤字解消の内訳」でございますが、上の表「国保会計の収支」の「累積収支」の内訳を表した表となっております。

表に従いまして、平成 20 年度以降の赤字解消の状況について説明させていただきます。

まず、平成 20 年度では、累積収支が 2 億 3,291 万 830 円の赤字となっておりますが、その内訳は、平成 17 年度の赤字額のうち未処理となっている 1,384 万 168 円、平成 19 年度の赤字額 1 億 2,541 万 6,584 円、平成 20 年度の赤字額 9,365 万 4,078 円となります。

平成 21 年度では、累積赤字の解消は行いませんでしたので、また、単年度赤字が発生したため、平成 21 年度の累積収支は、平成 20 年度末の赤字額に、平成 21 年度に発生した 1 億 2,470 万 5,832 円の赤字額を加えた、3 億 5,761 万 6,662 円となったものであります。

このように増大した赤字を解消するため、平成 22 年度以降、赤字額の解消を図ることといたしました。

まず、平成 22 年度では予算編成時点で確定していた平成 20 年度末累積赤字額 2 億 3,291 万 830 円を解消することとして予算を編成し、その解消を行いました。その財源の内訳といたしましては、表の薄く網掛けをした赤字解消額の欄にあるように、赤字額の 2/3 にあたる 1 億 5,527 万 3,887 円を一般会計繰入金により、残りの 1/3 にあたる 7,763 万 6,943 円を国保会計の内部資金により充てることといたしました。

この際、平成 22 年度の単年度の収支がとれていた場合、平成 22 年度末の累積収支は、平成 21 年度に発生し未解消となっている赤字額と同額の 1 億 2,470 万 5,832 円の赤字となるところでありますが、平成 22 年度単年度収支は 9,430 万 1,952 円の赤字となりましたので、平成 21 年度の単年度赤字額と平成 22 年度の単年度赤字額を合わせた 2 億 1,900 万 7,784 円の赤字となったものであります。

この平成 22 年度末の累積赤字額のうち、平成 23 年度予算編成時点で確定していた平成 21 年度の赤字額 1 億 2,470 万 5,832 円については、平成 23 年度予算において、一般会計 3 分の 2、国保会計 3 分

の1の負担により解消することとし、平成22年度の赤字額については平成24年度予算において同様の負担割合により解消することとしたところであります。

平成23年度決算につきましては、予算のとおり平成21年度赤字額の解消を行ったことに加え、大きく黒字となったことから、平成24年度予算で解消することとしていた平成22年度の赤字額9,430万1,952円についても、解消することができたものです。

以上、赤字解消に関する説明をさせていただきました。

また1ページ目に戻っていただきまして、次に、予算に対する主な増減の内容につきまして、平成23年度決算が黒字となった要因を含めて説明をさせていただきたいと思っております。

まず、はじめに歳入の国民健康保険料ですが、平成23年度現年分につきましては、予算で見込んでいた収納率をほぼ達成しております。

しかし、滞納繰越分については、収納率が、11.54%となり、前年度対比では、0.72ポイント増となりましたが、予算で見込んだ収納率19.38%には届かない状況となりました。この結果、国民健康保険料全体の決算では、予算対比、2億1,048万9,246円の減となりました。

次に、2行目にあります「国庫支出金」を見ていただきたいと思います。しかし、「国庫支出金」の下6行が、「国庫支出金」の内訳を示しています。

その中の、「療養給付費等負担金」であります。これは、医療費について、国が定率で負担するものであり、医療費の34%が国から負担金として交付されるものであります。平成23年度では、医療費の伸びが見込みより低かったことから、予算額より、約1億5,325万円低い、31億5,188万9千円の申請を国に行なったところ、国が

らは、決算額にありますように、33億3,962万4,889円交付されました。これは国の予算配分の都合だと思いますが、申請額に対する交付率が1.05956となりまして、交付申請額より約6%多く交付されたこととなります。

なお、精算の結果、所要額は、32億962万2,153円となりましたので、交付された33億3,962万4,889円との差額の1億3,000万2,736円が超過交付、つまり、もらい過ぎとなったこととなります。

この超過交付分の1億3,000万2,736円は、平成24年度に全額返還しなければならないのですが、決算上は平成23年度の歳入となっておりますので、変な表現ですけれども、平成23年度決算の一部に「見かけ上の黒字」が、約1億3,000万円あるということになりまして、これが、平成23年度の「黒字」の要因の一つとなっております。

次に「療養給付費等交付金」という項目をご覧ください。これは、「退職交付金」とも呼ばれており、「退職者医療制度」に該当する方の医療費に係る交付金となります。

「退職者医療制度」といいますのは、会社や官公庁などを退職して国保に加入した方のうち、厚生年金や共済組合などから年金を受給する65歳未満の本人とその被扶養者が対象となる制度で、該当する方の医療費については、保険料を除いたものを健康保険組合や共済組合など、退職前に加入していた被用者保険全体で負担することとされております。この制度の該当者の医療費については帯広市国保で負担する必要がなくなるため、退職者医療制度に該当する被保険者を的確に捕捉し、該当者として整理することで、帯広市国保会計の負担が軽減されることとなります。

平成23年度決算では、予算対比1億4,118万2,160円の増となっており、「黒字」の要因の一つとなっております。

予算対比増となった理由ですが、平成22年度の交付金について、退職者医療制度該当者として本人から届けでは無かったものの、職権により該当者として整理した被保険者にかかる医療費を整理する「退職振替」という作業を行ったところ、より多くの交付を受けられることとなったため、平成23年度において精算追加交付されたこ

とによるものです。

次に「共同事業交付金」ではありますが、右側の歳出のところにある「共同事業拠出金」と併せてご覧ください。

この「共同事業」は高額な医療費が発生した際の保険者の負担の激変緩和と保険者間の保険料の平準化と財政の安定化を図ることを目的として、都道府県単位で行われている事業であります。市町村が拠出金を出し合い、また、市町村の医療費等の状況に応じて交付される再保険制度のようなものとなっています。

「共同事業」には、高額な医療費が発生した場合の保険者の負担の緩和を図る「高額医療費共同事業」と、保険者間の保険料の平準化と財政の安定化を図るための「保険財政安定化共同事業」の2つの制度があります。

平成23年度決算では、「高額医療費共同事業」については、右側歳出の「高額医療費」にあるとおり3億8,746万3,328円を拠出し、左側歳入の「高額医療費共同事業」の4億8,138万9,383円交付されております。「保険財政安定化共同事業」については、歳出の「保険財政安定化」の欄にありますが17億1,435万99円を拠出し、歳入の「保険財政安定化共同事業」の16億3,777万7,903円交付されております。2つの事業をあわせて1億2,425万7千円収支が改善したこととなっており、平成23年度決算の黒字要素の一つとなっております。

次に、表の中段にあります繰入金、一般会計繰入金ですが1億2,016万5,682円の減となりました。その下に繰入金の内訳が並んでいます。その真ん中くらいにあります「財政安定化支援」ですが、これは脆弱な国保会計を安定化させるために、国から地方交付税で措置されるもので、一般会計を経由して国保会計に入って来るものですが、平成23年度は、予算対比で3,421万5千円の減となりました。

また、繰入金内訳の下から2行目にある、「その他事務費」ですが、国保会計運営のための職員給与費などの事務経費は、皆様から徴収した保険料を充てないように一般会計から繰入していますが、これ

が約 6,112 万円減少しております。これは、人事異動などにより職員給与費が減となったほか、事務費の節減等によるものであります。

次に、右側の歳出ですが、一番上の総務費が予算対比 3,091 万 5,003 円の減となりましたのは、人事異動などにより職員給与費が 1,890 万円ほど減となったほか、事務費の節減等によるものであります。

次に、国保会計の中心であります「保険給付費」は、3 億 7,402 万 8,752 円の減となっております。予算現額に対する執行率は 97.02%となっております。

その中の、「療養給付費」については、3 億 5,902 万 2,390 円の減となりましたが、これは、一般被保険者数が、予算の見込みより、328 人減となったことが要因であると考えております。

一般被保険者数が減となった要因ですが、特徴的なのは、社会保険を離脱して国保に加入した人が、平成 22 年度では、6,163 人いたのが、平成 23 年度では、5,187 人となり、976 人減少し、逆に、社会保険に加入して国保の資格を喪失した人が、平成 22 年度では、4,402 人いたのが、平成 23 年度では、4,698 人となり、296 人増加していました。つまり、社会保険と国保の間での被保険者の異動が、平成 22 年度は、1,761 人の転入超過となっていたものが、平成 23 年度は、489 人の転入超過となり、社会保険から国保への異動が大幅に減少していたこととなります。

この、被保険者数の減少による医療費の減が、平成 23 年度の「黒字」の要因の一つとなっております。

次に保健事業費ですが、被保険者皆様の健康維持や疾病の早期発見・早期治療に向けた、特定健康診査やドック事業などに係る経費であり、予算対比 4,369 万 3,737 円の減となっております。これは、人間ドック・脳ドック等は非常に人気があるのですが、保健事業の中心に据えている特定健康診査の受診率が、目標値の 45%に対し 25%程度と伸び悩んでいることによるものです。

以上、平成 23 年度決算の、予算に対する主な増減の内容につきまして、黒字となった要因を含めて説明をさせていただきました。

なお、平成 23 年度決算におきまして黒字となりました、2 億 8,237 万 5 千円の処理につきましては、平成 24 年度へ繰越しいたしまして、そのうち、1 億 3,000 万 3 千円は、先ほど説明をさせていただきました、超過交付となった「療養給付費等負担金」の返還に充てさせていただき、残りの 1 億 5,237 万 2 千円を「帯広市国民健康保険支払準備基金」に積み立てるということを、この 9 月定例会に補正予算を提案することになっております。

また、積み立てした基金につきましては、平成 25 年度以降の保険料軽減の財源として活用させていただくことを想定しておりますが、その取り扱いについては、今後の予算編成を通じて検討してまいります。

引き続き、平成 23 年度国民健康保険の概要についてご説明いたします。

まず、3 ページ目にあります、国保の被保険者の状況ですが、この表は、年度平均の国保の世帯数と被保険者数の状況等を 5 年間分表示しておりまして、表の右端にありますように、平成 23 年度の年平均の世帯数は 27,295 世帯で、前年比 176 世帯、0.65%増、被保険者数は、45,913 人で前年比 7 人、0.02%の減となっております。

75 歳で被保険者が国保から離脱して後期高齢者医療制度へ移行いたしますので、平成 20 年度以降、世帯数及び被保険者数が減少傾向にありましたが、平成 22 年度からは、世帯数は若干増加しているのですが、被保険者数は引き続き減少傾向が続いている状況となっております。

なお、被保険者数の一番上の行に「若人分」と書いてありますが、これは平成 19 年度までありました 75 歳以上の老人保健の対象者と区分するために用いられております。現在は元老人保健の人達は後期高齢者医療保健制度に移っておりますので、若人＝合計ということになります。

表で「退職」と表示されている退職者医療の被保険者が、平成 22 年度の 2,195 人から平成 23 年度 2,491 人と 296 人、13.49%増加しておりますが、団塊の世代といわれる方々が退職を迎えられて国保に加入していることが主な要因となっております。

なお、表の下段にありますとおり、帯広市の国保の加入割合は、世帯で見ると 33.16%、人口で見ると 27.30%となっております。

次に、4 ページ目の被保険者の異動理由別状況ですが、これは過去 5 年間の異動事由を転入・転出、社保加入・離脱、生活保護開始・廃止、出生・死亡、平成 20 年度からは後期高齢者加入・離脱、その他に分けて表示したものです。平成 23 年度の特徴として、先ほど、医療費が減となった説明のところでもお話しいたしましたが、社会保険離脱による増と社会保険加入による減の差し引きで、平成 22 年度は 1,761 人の増となっていたものが、平成 23 年度は 489 人の増となっております。社会保険から国保への異動が大幅に減少している

ことがわかると思います。

また、転入・転出による増が、平成 22 年度に続いて増加しておりまして、153 人の増となったほか、出生・死亡によるものは、ここ数年来ずっと減となっていました。平成 23 年度は、34 人の増となっています。

また、生活保護を開始することにより国保を離脱する件数が年々多くなっている傾向が続いていましたが、平成 23 年度は若干少なくなっております。

次に、5 ページ目の年齢階級別加入者数及び構成割合であります。上の表では、多少の凸凹はありますが、若い世代では、40 歳代を除いて減少しており、60～69 歳及び 70 歳以上の被保険者は増えていますが、平成 22 年度から平成 23 年度にかけては、全体として減少状況となっております。

下の表は国保の年齢構成割合と帯広市の人口構成割合を比較したものです。特徴的な部分として、49 歳未満では国保加入者構成比が帯広市全体の人口構成比と比べて低くなっていますが、60 歳以上は急激に高くなっています。国保においては市の人口構成以上に、高齢化が急速に進んでいることがうかがえます。また、国保の加入者が 20 歳から 59 歳の勤労世代が少なく、年金収入世代の割合が多くなっております。

次に、6 ページ目の医療費の状況ですが、この表はいわゆる医療費 10 割分、自己負担額を含む医療の費用額で、平成 19 年度までは老人保健会計の国保老人を合わせた表となっております。

平成 23 年度における療養諸費費用額は、合計で 147 億 3,404 万 2 千円、前年度と比較すると額で 6 億 2,116 万円、率で 4.40%の増加となっております。

上の表の下側に記載しています 1 人あたりの費用額では、若人分が 32 万 912 円、前年対比で 1 万 3,576 円、4.42%の増となっています。一般と退職者の内訳を見ますと一般は 31 万 7,132 円、5.28%増で、退職者は 38 万 6,811 円、9.90%減となっています。この退職被

保険者の単価の減は、退職被保険者の入院分が、件数・金額ともに減少しており、特に金額は、平成 22 年度と比較して、15%減となっていますが、もともと退職被保険者の対象者数が、約 2,500 人弱と少ないことから、一人当たりの費用額の増減は大きくなっています。

このように平成 23 年度の退職者の一人当たりの医療費は減少しましたが、依然として、一般より退職者が高く、年齢が高くなれば医療費も高くなる傾向が見てとれると思います。

次に、下の表の、平成 22 年度 1 人当たり療養諸費の全国・全道との比較であります。全道、全国平均などの統計数値がまとまるのに時間を要することから、1 年前の平成 22 年度の比較になりますが、一般被保険者では全国が 29 万 9,333 円、北海道が 34 万 1,885 円に対し、帯広市は 30 万 7,336 円ですので、全国平均よりも 2%程度上回っておりますが、全道平均からは 10%ほど下回っている状況にあります。

この傾向は例年続いておまして、帯広市は道内では医療の単価が比較的安く済んでいる状況ということが言えると思います。

次に、7 ページ目の受診率の推移ですが、この資料は 100 人当たりの受診率を表したものです。平成 23 年度の若人分が 963.63 ですので、100 人当たり入院、外来、歯科で 963 回医療機関にかかったということで、一人当たりでは、年間 9.6 回となります。若人分で前年対比 0.35%増となっております。

次に、下の表で、これも平成 22 年度のデータですが、受診率の全国・全道との比較では、本市は一般の受診率で全国平均を若干下回っている他は、全国・全道平均を上回っている状況であります。全道との比較では、受診の回数が多いのですが、先ほど説明したとおり医療費自体は安いという状況にあります。これは、この表には記載しておりませんが、全道と比べ外来の件数が多く、逆に入院が少ないことによるものです。

次に、8 ページ目の保険料の状況です。保険料の状況中、(1)保険料率および賦課限度額の推移について、初めての方もいらっしゃるしますので、ごく簡単にご説明いたしますが、国保の保険料は表にあ

りますとおり 3 つに分かれておりまして、1 つが実際に国保の被保険者が利用した医療の給付に充てられる「医療給付費分」、2 つ目が 75 歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度を現役世代の医療保険が支援するための「後期高齢者支援金分」、3 つ目が 40 歳から 64 歳までの人は介護保険の第 2 号被保険者として保険料を徴収されますが、この保険料は加入している医療保険で徴収することになっていますので、この納付のための「介護納付金分」、この 3 つに分かれており、それぞれ世帯あたりいくら、一人当たりいくら、所得に掛ける率などの料率と最高額である賦課限度額が決まっています、その合計額が保険料となります。

平成 23 年度は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分のすべてにおきまして、保険料率及び限度額を改定しております。保険料率につきましては、約 3% の値上げを実施させていただきました。この平等割額、均等割額、所得割率につきましては、例年 5 月末に開催する運営協議会で皆様にご審議いただいているものであります。

次に、下の表、(2)保険料の軽減および減免状況であります。平成 23 年度の低所得者に対する所得に応じた 2 割、5 割、7 割の法定軽減制度のほか、帯広市独自で減免を実施し、負担軽減を図ってまいりました。これにより、賦課対象全世帯のうち、延べで 58.53% の世帯に対し法定軽減もしくは帯広市独自の減免を行ってきたところです。なお、平成 20 年度に金額、世帯数、割合が減少しているのは、後期高齢者医療制度で 75 歳以上の年金暮らしの世代が抜けたことによるものですが、軽減・減免の割合は増加する傾向にあります。

次に、9 ページ目の収納率であります。保険料をかけることを賦課と言いますが、上の表が平成 23 年度に新たに賦課した現年度分、下が平成 22 年度以前に賦課し、未納として残った滞納繰越分となっております。

平成 23 年度は現年度分の一般・退職合計の収納率、表の右端になりますが 87.93% と前年度より 0.73 ポイントの増となっております。

これは、平成 20 年度に納付意識の高い 75 歳以上の被保険者が大量に離脱し 2.29 ポイント減と大きく収納率が下がったわけですが、

平成 21 年度、平成 22 年度は収納体制を強化して収納対策に取り組みまして、平成 21 年度は 1.83 ポイントの増加を達成しております。これは市部で全国第 3 位でした。また、平成 22 年度も 0.32 ポイント増加し、平成 23 年度も 0.73 ポイント増加しています。これは、収納対策として滞納処分の強化に取り組んだことが収納率の向上につながったものと考えております。

この滞納処分につきましては、納められるのに納めない悪質な滞納者に対して、所得税や自動車税の還付金の差し押さえ、預貯金や給与の差し押さえ、また、生命保険の解約請求権の差し押さえを専任体制で行ないまして、平成 23 年度は、5,072 万 9 千円の未納となっていた保険料に充当しています。

また、特別な理由も無く滞納が続いている世帯に対しては、諸手続きを経て短期被保険証、いわゆる短期証などを交付して、滞納者との接触の機会を多くし、納付に繋がる取り組みを行っています。

下の表の滞納繰越分は一般・退職の合計では平成 23 年度の右端にありますように 11.54%、前年度より 0.72 ポイントの増となりました。国保課における滞納処分の執行に加えまして、平成 19 年度から十勝管内の市町村が共同で設置している「十勝市町村税滞納整理機構」でも、悪質な滞納者に対し、財産の差押等の滞納処分を実施しており、滞納繰越分の収納率の向上に貢献しております。

次に、10 ページ目の一般会計繰入金の状況です。平成 23 年度における一般会計繰入金の総額は、表の下から 3 行目になりますが、19 億 3,075 万 9,318 円で、前年比 759 万 5,784 円減となっています。

一般会計繰入金は、国が基準を定めており、ルール化されております。備考欄にも概略を記載していますが、例えば事務費や出産育児一時金の 2/3、財政安定化支援事業、保険基盤安定は繰出基準に則ったもので、これ以外の出産育児一時金の残り 1/3、葬祭費、保険料軽減、インフルエンザ予防費、特定健診の事務費、それに加えて平成 23 年度は、平成 22 年度に続き、冒頭でも説明したとおり、表の下から 4 行目にあります赤字解消のための繰入をしておりますが、これは繰出基準外であり、政策的に一般会計から支出してもら

っているものとなります。

繰出基準にない、政策的に一般会計から国保会計に繰出しているものの合計が、下から2行目の「基準超過額」に表示してあります、5億2,599万5,839円となりまして、これは、一般会計繰入金額の27.24%となっています。また、これを一般被保険者で割り返したものが一番下にある一人当たり基準超過額で、平成20年度に制度改正の影響で減少していますが、平成23年度は12,114円、前年対比で607円増の繰り入れが行なわれたこととなります。

次に、最後の11ページ目の財政収支ですが、1番上が平成12年度、この年が黒字だったんですが、それ以来の黒字ということになります。平成23年度決算額についてご説明いたしますが、歳入・歳出差引額で2億8,237万5,062円の黒字となっております。この黒字額につきましては、先ほどの繰り返しになりますが、平成24年度へ繰越しいたしまして、そのうち、1億3,000万3千円は、平成23年度で国から多く交付されました、「療養給付費等負担金」の返還に充てさせていただき、残りの1億5,237万2千円を「帯広市国民健康保険支払準備基金」に積み立てまして、平成25年度以降の保険料軽減などに活用することを想定しております。

国保会計の健全な運営のためには、赤字が累積してしまうと国保会計単体では解消することが難しくなるため、まずは単年度収支の均衡を図ることが重要となります。平成23年度決算では、累積赤字を解消することが出来ましたが、健全な国保財政の運営のためには、引き続きさまざまな取り組みが必要となります。

まず、近年増加傾向にある医療費の適正化を図るためには、疾病の早期発見・早期治療に向け、平成23年度から再開した人間ドックをはじめとした各種ドック事業、がん検診、「特定健康診査・保健指導」等の取り組みが必要となります。特に特定健康診査については、受診率が目標値に達していないため、その向上が求められております。また、これらの長期的な視点に立った取り組みに加え、より即効性のある取り組みとして、ジェネリック医薬品の利用促進も必要

と考えております。

また、保険料の収納率向上も必要となります。前年度対比 0.73 ポイント向上いたしました。収納率としては 87.93%であり、道内他都市と比較しても低い状態にあります。

そのため、収納率向上につながっている滞納処分の強化を継続するとともに、他都市に比べ低い割合となっている口座振替利用率の向上対策なども必要と考えております。

従来からの取り組みである夜間相談窓口・休日納付相談窓口の開設、督促強化月間の設定などの活動と併せ、引き続き収納率向上に取り組んでまいります。

説明は以上です。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

会長

ありがとうございました。ただいま事務局の方から説明がございました。この説明に対しまして、皆さんの方からご質問・ご意見をいただきたいと思いますが、ございませんか？

委員

平成 23 年度は黒字決算ということで、私が委員になってから、ずっと赤字続きだったので、久々の快挙というか、本当に良かったなと思います。収納関係のことでちょっとお聞きしたんですけど、平成 23 年度の収納率が 0.73%アップしたということで、職員の方々の努力でアップして、本当に良かったと思います。そこで、納付方法別の割合を、金額と人数ベースで教えていただきたい

事務局

納付方法別の人数、金額の割合ですが、人数によりますものはシステムの変更がありまして、延べ人数から実人数に変更になったため、昨年と比較ができないことから、納付金額の割合で説明させていただきます。納付金額で申し上げますと、1 番多い納付が口座振替で 42.37%、2 番目に多いのが銀行での納入で 22.98%、3 番目がコンビニでの納入で 21.25%、4 番目が郵便局での納入で 6.48%、5 番目が年金からの天引きによる特別徴収で 4.74%、6 番目が推進員

による集金での納入で2.18%となっております。

最近の傾向といたしましては、口座振替が若干、金額でですけれども、下がっているのが現状です。それに対して、1番伸びているものが、コンビニでの納入となっております。コンビニに関しては、5年前と比べると、約2倍余りの利用がされています。また、口座振替利用の促進ということでございますけれども、これにつきましては、昨年、今年と引き続き、促進キャンペーンということで、推進員による各戸訪問などを行い、促進に努めているところでございます。

会長                    ○○委員、よろしいですか？

委員                    嘱託徴収員というのは、人数は何名で、嘱託徴収員による徴収額はいくらになっているのでしょうか？

事務局                徴収員の現状でございますが、平成23年度は17名体制で行っております。そして、徴収総額ですけれども、平成23年度は約9,840万円となっております。ちなみに、平成22年度は約1億1,400万円ございましたので、少し下がる傾向にございます。

委員                    大事なところの口座振替が若干減少気味で、コンビニ納付が好調に増えていっていると思うんですけど、嘱託徴収員による収納が年々減ってきている状態だと思うんですね。当然、一人あたりの徴収額も少なくなってきたと思うんです。嘱託徴収員の方たち、いろいろと大変だろうとは思いますが、効率的にというか、ただ一般的な集金業務だけをやっているだけじゃなくて、例えば、9ページの滞納繰越分、2億円回収したと言っても、まだ15億円の滞納金があるわけで、ひじょうに大きな額が存在するわけで、こういった例えば滞納対策のようなところに、集中的に振り向けて、そこでもっと力を発揮してもらいたいような、そういった考え方もあるのかなと思うんですけど、そういったことも含めて、事務局の方では嘱託徴収員について、人数も含めて、どのように考えているのか、お聞きしたい。

事務局

収納対策ということでは、収納率は昨年より若干伸びておりますが、対策としては滞納処分のみならず、督促、催告、短期証・資格証の発行、差押えなどを行っているところでございます。滞納者が再三の督促、催告にもかかわらず、納付に応じない場合には、財産、これは預貯金、生命保険、給与などを考えておりますけれども、これを十分調査の上、財産差押などの滞納処分を行うこととなります。

その中で、差押にあたり、差押予告書を送付しておりますけれども、平成 20 年度以降、毎年約 700～800 件送付しており、督促状、催告書と違い、差押予告の重要性というか、重みが、納付につながっていると思っております。差押予告を送付しても、納付されない、分割納付が守られないなど、滞納額の縮減につながらない場合には、最終的には滞納処分を執行することになっております。

差押につきましては、平成 23 年度は約 1,200 件で、内容的には先ほど申し上げました所得税還付金、預貯金、給与、生命保険などですけれども、前年に比べ、約 100 件増加しております。

差押に伴う差押金額ですが、平成 22 年度は約 3,800 万円で、平成 23 年度は約 5,000 万円となっております。納付に対する予告効果、それから新たな滞納につながらないことにも結びついていると考えております。

どうしても、滞納額が累積しますと、解消するのが大変、難しくなりますので、なるべく早い時期に着手をし、納付の督促に取り組んでいるところでございます。

事務局

嘱託職員の関係ですが、現在は当然集金中心で業務をやっていただいておりますので、外勤に出る方は集金業務としてやってもらい、先ほども集金の金額というのはご報告させていただきましたが、先ほど収納方法別のところでもありましたが、コンビニが伸びているというお話がありましたけれども、嘱託職員で集金をした経緯というのは、納付方法にコンビニなど無かった時代のものですから、今はかなり簡単に、24 時間どこでも納められるような状況になっておりますので、集金するというのは、もうその時代は終わったんじゃないかなというところもありまして、これは来年度からということ

になりますが、嘱託職員の体制を見直しまして、今までは集金を中心にやっていたんですけれども、国保は1期から10期まで納期があるものですから、その期別が終わるたびに、すぐ電話をするという形で、コールセンターみたいな状態にして、職員をそこに配置しまして、滞納の芽を早めに摘み取るというんでしょうか、期別が終わるたびに電話督促をして、それを収納につなげていくというような形で、体制の見直しを考えているところであります。

会長                    ○○委員、よろしいですか？

委員                    はい。

会長                    他にございませんか？

委員                    差押の件数が増えてますよね、昨年から今年にかけて。という事は、年代の部分の、若干年取った方が増えているとか、若い方が増えているとか、あるんでしょうか？そこまで、おさえてないですか？

事務局                差押えした人の年齢は、今お答えできませんが、ここ数年の、年齢別の収納率の動きを見ますと、かなり若い世代の人たちの収納率が、前に比べて上がってきているという実態があります。もともと70歳に近いような人たちというのは、95%を超える収納率でございましたので、もともと高かったんですけど、最近、滞納処分に力を入れまして、収納率に変化が表れているのは、割と若い人たちが多いという状況にあります。

委員                    私も団塊の世代なものですから、前期高齢者に入るんですけど、その年代の人たちがどんどん増えますよね、年齢的にいくと。その人たちがみんな国保にいく訳ですから、その方たちが生活困窮だったら、そのところがどんどん増えちゃうんじゃないかなと、ちょっと心配になったんですけど。皆さんが皆さん、公務員だとか、共済だとか、きちんとした金額が毎回入ってくれば別なんですけど、そうでない方たちは退職した途端に、生活がぐんと下がる可能性も

あるわけで、そうなると、生活保護の率だとか、収納率だとか、国保の率だとかが、全部悪くなる。悪い方に上がると、医療費のことを考えると、生活保護にいつてしまうと、もらえないですよ、かからないですよ。そういうことから考えると、医療費の部分がどんどん増えるじゃないかなという懸念があるんですけど。そこら辺はおさえてますか？

事務局

保険料の計算自体が、前年度の所得に対してかかるものですから、退職されてすぐというのは、通常であれば、任意継続をして、働いていたときの所得が計算されなくなったら、国保に来ていただく方が多いようです。基本的には所得が少ない人の保険料というのは、軽減世帯が半分ぐらいいるように、かなり抑えられているのが実態だと思うんですが、窓口等でお話を伺いますと、生活困窮の割合がかなり高いというのが実態です。生活保護に流れてしまうと、国保としては医療負担がいらないうんですけど、市全体で考えますと、かなり負担が大きくなって、先ほど、生活保護開始・廃止の話もありましたけど、去年は若干少なかったんですけど、依然として高い水準が続いております。国保加入者の平均所得を見ますと、全然好転するところがなく、落ちたままですから、被保険者の保険料負担はかなりきつくなっているんだろうな、という思いはしております。

委員

そう考えると、黒字になったのは一時のことかなという気がしてるんですけど。

事務局

先ほどの説明にもありましたが、保険料収入はかなりのウェイトを占めているんですけど、国の交付金ですとかが、30億を超える大きな収入なんですけど、それがちょっと係数が変わってきますと、何億単位で増減するという実態がございまして、今年久々に、平成12年以来の黒字になったんですが、それとて安心してはいられないというのが実態でございます。

会長

〇〇委員、よろしいですか？

委員                   はい。

委員                   滞納処分で差押をされるということですが、その差押で滞納分を全部回収できるものなんでしょうか？残ってしまうということはあるんですか？

事務局                今の質問は、差押した場合、そのお金で滞納が全部終わりますか？ということだと思んですけど、現実には稀です、全額なるというのは。

滞納額が全て収まる割合というのは計算していませんが、1割あるかないかだと思います。全部が消えるということは少ない状況です。

委員                   不納欠損とかすることはあるんでしょうか？国保では。

事務局                ございます。額的には非常に大きな不納欠損でございまして、平成23年度末で、不納欠損した額は4億5,200万円ほどになります。

先ほど、収納率の表にもありましたけれども、滞納繰越分の調定額と収入額の差、先ほども話に出ましたけど、15億円ほどあります。

これに加えて、平成23年度分の未納で残った分が、滞納繰越に落ちていきますから、すごい額が滞納繰越となり、それで収納率が、今年の場合ですと、11.54%、1割ちょっとしか入ってこない状況にあります。実態を申し上げますと、国保の保険料は10期で納めてもらっているんですけど、かなり負担が大きい状況です。現年分を納めるだけでかなりきびしい状況の方が多いです。我々も、いつもお話する中で、今年分を残さないように納めていただきたいという話をするんですけども、それに加えて、古い、前年度以前の分ですね、それも併せて払っていただきたいという話をしています。滞納処分を行うなど努力はしていますが、滞納繰越に落ちてしまうとなかなか難しいのが実態です。それで、結果的に、不納欠損ということになります。

基本的に、何もしないと、時効というのが、国保の場合は2年で落ちてしまいますので、なるべく、単純に何もしないで不納欠損にならないように、常にお客さんと交渉しながら、債務これだけあり

ますよと確認しながら、交渉を進めて、少しでも収納率を上げるように頑張っています。

事務局

先ほどの、差押の関係ですけれども、実際に差押をして、実際に納付される分という形なんですけど、差押の額は、23年度で言いますと、2億2千万円ぐらいありまして、そのうち入ってくるのが5千万円ほどということになっています。ほとんど回収されないという状態にはなりますが、未納になった保険料には5千万円ほど充当させてもらっているという状況にあります。

委員

もう1点、いいですか？黒字になった部分を国保支払準備基金に積み立てるとのことですが、この準備基金というのは、今までにも積み立てた額というのはあるのでしょうか？黒字分の金額を入れるためにこれがあるのでしょうか？

事務局

23年度末の残高で言いますと、31万6千円ほど。小さな金額です。過去、たくさんあった時代もあったんですけど、そこに今回、1億5千万円ほど入っております。

委員

今後、予算を編成する時にそれを充当して、という形で使っていくんですか？

事務局

はい、保険料の軽減などに使うことを想定しています。

会長

他にございますか？

委員

今言った、どうしても回収できないという不納欠損処理は、毎年4億とかあるというものなんですか？

事務局

毎年、あります。例えば、この3年間で申し上げますと、21年度で不納欠損した額が3億7,100万円、22年度では3億3,200万円、23年度では4億5,200万円ということで処理させていただいております。

委員 結構あるもんですね。はい、わかりました。

会長 他にございますか？

無いようでございますので、平成 23 年度国民健康保険会計決算報告については、以上といたします。

次に、その他についてでございますが、委員の皆さまの方から、何かございますか？

(特になし)

会長 事務局の方から、何かございますか？

事務局 それでは、私の方から、2 点ほど、ご連絡、ご説明をさせていただきます。

まず 1 点目ですが、皆さまのお手元にお配りしてございます、「帯広市の国保(23 年度決算版)と「平成 24 年度国民健康保険のしおり」につきまして、簡単にご説明をさせていただきます。

まず、「帯広市の国保：平成 23 年度決算版」につきましては、平成 23 年度の帯広市の国民健康保険の状況についてまとめたものでございます。

それから、「平成 24 年度 国民健康保険のしおり」でございますが、これは加入者の皆さまに配るために作っているものですが、内容につきましては、国民健康保険の加入、脱退、給付、保険料等、帯広市の国民健康保険全般についてコンパクトにまとめまして記載しているものでございます。これは、毎年 10 月 1 日で被保険者証が更新される際に送付しているもので、今年度は約 25,000 世帯に、9 月中旬にすでに送付しているところです。また、日常業務の中でも、新たに国保に加入された方にも、お渡ししております。ご参考にしていただけたらと思います。

それから、もう 1 点、次回(平成 24 年度第 3 回)の運営協議会の日程につきましては、1 月下旬を予定しております。

内容につきましては、平成 25 年度の国民健康保険会計予算についてとなります。

開催案内につきましては、開催の 1 ヶ月前位を予定しております。よろしく願いいたします。

会長

最後になりますが、この度、先ほどもお話がありましたように、12 年ぶりの黒字との報告はございました。様々な要因があろうかと思えますけれど、基本的には、私は、関係者の方々の日々の努力があつてのことと敬意を表したい、このように考えているところでございます。今後とも、国保の健全運営に向けて、さらに努力をしてまいらなければならないと思っているところでございます。皆様のご協力を心からお願い申し上げまして、本日の会議を閉じさせていただきます。どうも、ありがとうございました。

以上のとおり

相違ないことを認めます。

議事録署名人

---

---

---